

令和 8 年度五泉市地域イントラネット関連機器(L2 スイッチ等)等

賃貸借(リース)契約書(案)

1. 賃貸借物件 五泉市地域イントラネット関連機器(L2 スイッチ等)等
(詳細は別紙仕様書のとおり)
2. 設置場所 五泉市役所、村松支所ほか11施設
3. 賃貸借料 月額 金〇〇〇, 〇〇〇円(消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円含む)
4. 契約保証金 免除

五泉市(以下「発注者」という。)と〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、五泉市地域イントラネット関連機器(L2 スイッチ等)等の賃貸借について次の条項により賃貸借契約を締結する。

第1条(総則)

受注者は、受注者所有の物件(以下「賃貸借機器」という。)を発注者に賃貸し、発注者はこれを賃借するものとする。

第2条(賃貸借期間)

本契約による賃貸借機器の賃貸借期間は、令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日までとする。

第3条(物件の検収)

受注者は、令和 9 年 2 月 28 日までに機器及びシステムの設置・調整・試験等一連の作業を終え、発注者において物件を使用できる状態に調整して発注者に引き渡すものとする。

2. 発注者は、物件の納品があったときは、賃貸借開始前までに受注者の立ち会いのもとで物件の検収を行うものとする。

3. 欠陥等が発見された場合は受注者の負担において補修又は代品の納入など、システムの稼動に支障を来たさないように保証しなければならない。

第4条(賃貸借料の請求及び支払い)

受注者は、頭書第3項の記載の賃貸借料について、当月分の賃貸借料を翌月1日以降発注者に対し受注者所定の請求書により請求するものとし、発注者は、適正な賃貸借料の請求額を受領した日から起算して30日以内(以下「支払約定期間」という。)に受注者に対して賃貸借料を支払うものとする。

2. 発注者は、受注者より不相当と認められる請求書が提出された場合、これを是正のため返付することができるものとし、請求書を是正のため返還した日から是正した請求書を受領した日までの期間は支払約定期間に算入しないものとする。

第5条(物件の維持管理等)

発注者は、物件を頭書第2項記載の設置場所において、善良な管理者の注意をもって業務のため通常の用法に従って物件を使用できるものとする。

2. 発注者は、物件が常時正常な使用状態及び十分な機能を保つように、保守、点検及び整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修復を行い、その一切の費用を負担するものとする。

3. 発注者は、物件自体又は物件の保管及び使用によって発注者(発注者の従事者を含む)、受注者又は第三者に損害を与えたときは、その原因の如何を問わず、一切の責任を負うものとする。

第6条(物件の所有権侵害の禁止等)

受注者は物件に受注者の所有物である表示をするものとする。

2. 発注者は、受注者の書面による事前の承諾なく、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 物件を他の不動産又は動産に付着させること。
- (2) 物件の改造、加工、模様替えなどによりその現状を変更すること。
- (3) 物件を第三者に転貸又は転売すること。

第7条(物件の滅失、毀損等)

物件の引渡しから、発注者の故意又は過失、盗難、火災、風水害、地震その他受注者の責に帰することのできない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて発注者の負担とする。

2. 前項の場合、発注者は、直ちに書面にて受注者に通知するとともに、受注者に生じた損害を賠償するものとする。

第8条(権利義務譲渡の禁止)

発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に基づく一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し若しくは継承し、又は担保に供してはならないものとする。

第9条(秘密保持)

発注者及び受注者は、本契約の履行にあたり直接・間接に知り得た相手方の業務の内容あるいは関係資料等の一切を、いかなる理由があっても第三者に漏洩、開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならないものとする。ただし、相手方の文書による了解があったときはこの限りでない。

2. 前項の定めは、本契約終了後も有効に存続する。

第10条(予算の減額又は削除に伴う契約)

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2. 前項に伴う解除により生じた損害の賠償については、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

第11条(賃貸借期間の満了)

第2条に基づく賃貸借期間が満了したときは、受注者はその所有権を発注者に無償譲渡するものとする。

第12条(その他)

本契約に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、発注者、受注者信義誠実に協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各 1 通を保有し、又は契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者双方電子署名の上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 五泉市太田1094番地1
 五泉市
 五泉市長 田邊 正幸

受注者 ○○○
 ○○○
 ○○○